

新庄市第3子以降児童等学校給食費無償化事業および  
新庄市第2子児童等学校給食費半額補助事業について

保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、下記の要件に該当する第3子以降児童等の学校給食費の無償化および第2子児童等の学校給食費の半額補助を実施します。ただし、一食あたりの学校給食費の上限額は、小学生は330円、中学生は390円とします。

※ 学校給食費は通常通り学校に納入いただき、年度末に市から補助金を交付します。

● 第3子以降児童等学校給食費無償化の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子の学校給食費が無償化の対象となります。

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が3人以上いる保護者。
- ②①の子のうち年長の者から数えて3人目以降の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 第2子児童等学校給食費半額補助の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて2人目の子の学校給食費が半額補助の対象となります。

- ①新庄市内に住所を有し、小学校1年生から中学校3年生までの子が2人以上いる保護者。
- ②①の子のうち年長の者から数えて2人目の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 無償化・半額補助の対象となる児童等の例

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化・半額補助の対象者
例1	中学生（ア）	中学生（イ）	小学生（ウ）		（イ）半額 ・ （ウ）無償
例2	高校生（ア）	中学生（イ）	中学生（ウ）	小学生（エ）	（ウ）半額 ・ （エ）無償
例3	高校生（ア）	高校生（イ）	中学生（ウ）	小学生（エ）	（エ）半額
例4	高校生（ア）	高校生（イ）	中学生（ウ）		対象者無し

（裏面へ）

## ● 就学援助や特別支援教育就学奨励費等を受けた場合

学校給食費に対して、就学援助や特別支援教育就学奨励費等の交付を受けた場合には、補助金の額から交付を受けた額を差し引いた額を交付します。

例	一食あたりの学校給食費		年間給食回数		保護者以外の者が負担した額		補助金の額
例 1：第 3 子の場合	300 円	×	200 回	-	0 円	=	60,000 円
例 2：第 3 子の場合	300 円	×	200 回	-	25,000 円	=	35,000 円
例 4：第 2 子の場合	300 円	$\times 1/2$	200 回	-	30,000 円	=	0 円
例 5：第 2 子の場合	300 円	$\times 1/2$	200 回	-	25,000 円	=	5,000 円

## ● 補助金の申請方法

補助金の該当となる方は、以下のとおり申請書を提出ください。

期限までに申請が無い場合には、対象であっても補助金の交付を受けられなくなりますのでご注意ください。

提出書類	①申請書、②学校給食費受領証明書、③振込先口座の通帳の写し
提出先	新庄市教育委員会 学校教育課
申請期間	令和 6 年度の学校給食終了後から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで ※必着

申請書および学校給食費受領証明書の様式が必要な方は、新庄市教育委員会学校教育課までご連絡ください。なお、市のホームページから印刷していただくこともできます。

新庄市ホームページ URL <https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s017/20230325125549.html>

新庄市ホームページ QR コード



## ● 決定通知

申請を受けて審査の結果、補助金の交付を決定した場合は、補助金等交付指令書により交付の決定を通知します。また、申請書に記載いただいた振込先口座に補助金を振込します。

申請書に不備等が無かった場合は、申請書提出から補助金の振込まで約 1 か月程度要します。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 新庄市教育委員会 学校教育課 直通 0233-23-5003